６月１１日（火） 法務委員会　質問通告

　　　　　　　　　　　　　　　　衆議院議員　階　　猛

１．拷問等禁止条約第２回政府報告審査について【資料１】

1. 審査の際の上田人権人道大使の聴衆に対する発言は問題ではない

か？【外務大臣政務官】

1. 上田人権人道大使の処分につき、注意では軽すぎるのではないか？【外務大臣政務官】
2. 審査後の委員会勧告において、可視化を含め取調べ方法の改善を求められている。これにつき、どのように対応するか？【法務大臣】
3. 従軍慰安婦に関する公人の言動につき政府に反論も求めているが、どのように受け止めるか？【法務大臣】

２．法曹養成制度検討会議について【資料２、３】

1. 同会議の座長試案は、付帯決議二にいう「質の高い法曹養成制度全体についての検討を加えた結果を一年以内に取りまとめ」に反するのではないか？【法務大臣】
2. 取りまとめがいかなる内容であれ、付帯決議二に従い、「政府においては、講ずべき措置の内容及び時期を直ちに明示する」ものと理解してよいか？【法務大臣】

＊付帯決議三につき、頂いた資料を検討の上、必要あれば明日の朝、質問を通告します。

1. 法案について
2. 刑の一部執行猶予制度導入により，従来，全部執行猶予とされていたものが一部執行猶予となり，厳罰化につながるのではないか。　【法務大臣】
3. 本法律案の提案理由説明では，「施設内処遇を行った上，残りの期間については執行を猶予し，相応の期間社会内処遇を実施することが，再犯防止・改善更生のためにより有用である場合があると考えられる。」などとされているが，その根拠はどのようなものか。　　　　【法務大臣】
4. 社会内処遇が再犯防止等に有用と考えるのであれば，３年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受ける場合に限定せず，例えば懲役１０年というような，より重い判決の言渡しを受ける場合も，一部執行猶予の対象となるようにすべきではないか。【法務大臣】
5. 社会内処遇が再犯防止等に有用と考えるのであれば，現行法下において，例えば刑事施設内での行状が悪く，悔悟の情や改善更生の意欲が認められずに仮釈放とはならず，満期釈放となってしまうような者に対しても，満期出所後に社会内処遇をできるようにすべきではないか。【法務大臣】
6. 一部執行猶予の言渡しを受けた者が，一部の実刑期間中に刑事施設内において行状不良だった場合も，そのような者が改善更生するとは思われないので，刑の一部執行猶予の取消事由とすべきではないか。【法務大臣】
7. 本法律案では，薬物犯罪については累犯者でも一部執行猶予を言い渡すことができるとされているが，薬物犯罪以外の罪の累犯者についても，施設内処遇に続く社会内処遇が再犯防止等に有用と考えられるので，一部執行猶予を言い渡すことができるようにすべきではないか。【法務大臣】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上